

院内掲示・ホームページ掲載

在宅医療充実体制加算 届出のお知らせ

■ 在宅医療充実体制加算について

当院は、令和8年度診療報酬改定に基づく「在宅医療充実体制加算」の施設基準を満たし、地方厚生局への届出を完了しています。

■ 整備している体制の概要

常勤医師 2名以上（常勤換算3名以上）の配置

24時間・365日の在宅医療提供体制（緊急往診・電話対応）

在宅でのお看取りへの継続的な対応

地域の医療機関・介護施設等との連携体制

■ 患者さまへ

本加算は、より安心・安全な在宅医療をご提供するための体制整備に係る費用として、訪問診療料等に加算されるものです。

ご不明な点はお気軽に受付またはスタッフまでお申し付けください。

根拠・法令

令和8年度診療報酬改定（2026年6月施行） / 在宅医療充実体制加算 施設基準

院内掲示・ホームページ掲載（義務）

医療DX推進体制整備加算 算定のお知らせ

■ 医療DX推進体制整備加算について

当院は、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）推進のための施設基準を満たし、「医療DX推進体制整備加算」を算定しています。

■ 当院が整備している医療DX項目

オンライン請求の実施

マイナンバーカードによるオンライン資格確認の導入

電子処方箋の発行（届出済み）

電子カルテ情報共有サービスの活用

医師によるマイナポータルを通じた患者情報の確認

■ マイナ保険証をぜひご利用ください

マイナンバーカードを保険証としてご利用いただくことで、薬剤情報・診療情報・特定健診情報等を医師が確認でき、より適切な医療のご提供が可能になります。

根拠・法令

保医発0305第7号（令和6年3月5日） / 令和8年度診療報酬改定継続

院内掲示・ホームページ掲載

在宅医療DX情報活用加算 算定のお知らせ

■ 在宅医療DX情報活用加算について

当院では、訪問診療の際にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を通じて取得した患者さまの薬剤情報・診療情報・特定健診情報等を活用し、より質の高い医療の提供に努めています。

この取り組みに基づき、「在宅医療DX情報活用加算」を算定する場合があります。

■ 患者さまへ

取得した情報は主治医が診療目的のみに使用します。

情報の活用についてのご質問・ご同意の確認は、主治医またはスタッフへお気軽にお申し付けください。

根拠・法令

令和8年度診療報酬改定 / 在宅医療DX情報活用加算 算定要件

院内掲示（法定）

診療明細書の無償発行について

■ 診療明細書を無償で発行しています

当院では、保険診療に係る領収証の発行とあわせて、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無償で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や診療の内容が記載されていますので、内容のご確認にぜひご活用ください。

■ 明細書の発行を希望されない場合

発行を希望されない場合は、受付にてお申し出ください。

その場合でも、ご希望に応じていつでも再発行いたします。

※ 正当な理由（当該患者の状況等）がある場合を除き、無償発行が義務付けられています。

根拠・法令

療担規則第5条の2 / 保険医療機関及び保険医療費担当規則

院内掲示・ホームページ掲載（義務）

マイナンバーカード（マイナ保険証）のご利用について

■ マイナ保険証に対応しています

当院では、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただける「オンライン資格確認」に対応しています。訪問診療においても対応したカードリーダーを使用しています。

■ マイナ保険証を使うメリット

過去の薬剤情報・診療情報・特定健診結果を医師が確認でき、より正確な診療につながります。高額療養費等の限度額を自動確認できるため、限度額適用認定証の提示が原則不要になります。引越しや就職後も、最新の資格情報で受診できます。

■ ご不明な点は

受付スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

根拠・法令

保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条の2 / 令和3年改正・令和8年継続

院内掲示・ホームページ掲載

在宅療養支援診療所の体制と 24時間対応について

■ 在宅療養支援診療所・24時間対応体制

当院は、厚生労働省に「在宅療養支援診療所（機能強化型）」として届出を行い、在宅時医学総合管理料を算定しています。

■ 当院の体制

24時間・365日、電話相談および緊急往診に対応
緊急時は連携後方病院への入院調整を迅速に実施
訪問看護ステーションと連携した療養生活の総合支援
ご自宅・施設での看取りへの継続的な対応

■ 緊急連絡先（24時間対応）

当院代表電話番号：クリニック代表番号
夜間・休日も同番号でつながります。
ご不明な点はいつでもお気軽にご連絡ください。

根拠・法令

在宅時医学総合管理料の施設基準 / 在宅療養支援診療所（機能強化型）届出

院内掲示

一般名処方（ジェネリック医薬品）について

■ 一般名処方を積極的に行っています

当院では、厚生労働省の方針に基づき、薬の有効成分名（一般名）による処方（一般名処方）を積極的に行っています。

一般名処方では、特定の銘柄を指定せずに有効成分名で処方するため、薬局でジェネリック医薬品（後発医薬品）をお受け取りいただけます。これにより、薬剤費の患者さまご負担の軽減につながります。

■ 先発品（銘柄指定）をご希望の場合

先発品をご希望の場合は、医師または薬剤師にお申し出ください。

なお、令和6年10月以降の選定療養制度により、先発品と後発品の薬価差の一部をご負担いただく場合があります。

根拠・法令

一般名処方加算の算定要件 / 診療報酬改定通知

院内掲示（法定）

個人情報の利用目的について

■ 当院における個人情報の利用目的

当院は、患者さまの個人情報を以下の目的のために利用します。

1. 患者さまへの医療サービスの提供
2. 医療保険請求・審査支払機関への診療報酬請求
3. 他の医療機関・介護事業者等との連携・情報共有
4. 医療安全管理のための院内検討・カンファレンス
5. 医療・看護学生等の実習への協力（情報は匿名化して使用します）
6. 医療の質向上を目的とした症例検討・研究（情報は匿名化して使用します）

上記以外の目的での利用・提供は、法令に基づく場合を除き行いません。ご不明な点は受付スタッフまでお問い合わせください。

根拠・法令

個人情報の保護に関する法律 / 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

院内掲示・ホームページ掲載

先発医薬品（長期収載品）をご希望の患者さまへ

■ 先発医薬品を希望される場合の費用負担について

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック）がある先発医薬品を患者さまのご希望により処方する場合、「選定療養」として先発品と後発品の薬価差の一部（4分の1相当）を患者さまにご負担いただく制度が始まっています。

■ この負担が発生しない場合

医師が医療上の必要性を認めて先発品を処方する場合

後発品に切り替えることで治療上の問題が生じると医師が判断した場合

選定療養の対象となる場合は、事前にご説明のうえご同意を確認してから処方いたします。ご不明な点は医師またはスタッフまでご相談ください。

根拠・法令

令和6年10月 選定療養（長期収載品）導入 / 令和8年度診療報酬改定継続

院内掲示・ホームページ掲載

訪問看護・多職種連携体制について

■ 訪問看護・多職種と連携した在宅医療を提供しています

当院は、訪問看護ステーション・薬局・居宅介護支援事業所等と密接に連携し、患者さまの在宅療養を総合的に支援しています。

■ 連携体制

連携訪問看護ステーション 24時間対応契約を締結し、夜間・緊急時も看護師が対応します。

連携薬局 処方薬の配達・管理・服薬指導を訪問でご提供しています。

居宅介護支援事業所（ケアマネジャー） 介護サービスとの調整・ケアプラン連携を行っています。

■ 看取りへの対応

住み慣れた場所での看取りを希望される患者さま・ご家族に、医師・看護師が連携して丁寧に対応いたします。

根拠・法令

機能強化型在宅療養支援診療所の施設基準 / 訪問看護との連携要件

院内掲示・ホームページ掲載（施設基準による義務）

在宅医療情報連携加算 連携機関一覧

■ 在宅医療情報連携加算について

当院では、ICT（情報通信技術）を活用した多職種情報連携システムにより、在宅療養患者さまの医療・ケア情報を関係する医療・介護従事者間でリアルタイムに共有し、「在宅医療情報連携加算」を算定しています。

厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、情報の安全管理体制を整備しています。

■ 情報連携ネットワーク参加機関（実績のある連携先）

連携機関の種別	連携機関の名称	所在地
訪問看護ステーション	ほのぼの訪問看護ステーション溝の口	神奈川県川崎市高津区下作延5-5-1
訪問看護ステーション	ソフィアメディ訪問看護ステーション	神奈川県川崎市中原区小杉町1-547
保険薬局	コクミン薬局武蔵小杉店	神奈川県川崎市中原区小杉町1-511-1-101
保険医療機関	いきいきクリニック	神奈川県川崎市幸区南幸町2-34-2-1F
保険医療機関	三條医院	神奈川県川崎市幸区幸町2-697

※ 連携機関は随時更新されます。最新情報は当院ホームページをご確認ください。

根拠・法令

令和6年度診療報酬改定新設（令和8年度継続）/在宅時医学総合管理料等の加算（100点）

院内掲示

在宅データ提出加算 算定のお知らせ

■ 在宅データ提出加算について

当院は、在宅医療の質の向上と医療政策への貢献を目的として、診療報酬の請求状況・診療内容に関するデータを定期的に厚生労働省へ継続して提出しています。

この取り組みに基づき、「在宅データ提出加算」を算定しています。

■ データ提出の目的

在宅医療の実態を把握し、将来の診療報酬改定の基礎資料とするため

在宅医療の質評価・標準化に向けた全国的なエビデンスを蓄積するため

地域の在宅医療需要の分析・医療資源配分の改善に資するため

■ 提出データについて

訪問診療・往診・在宅医学管理等の診療状況に関する統計的データを、患者さま個人が特定されない形に加工したうえで、3か月ごとに提出しています。

根拠・法令

令和6年度診療報酬改定（令和8年度継続）/在宅時医学総合管理料等の加算（50点）